

第 2 1 期 定 時 株 主 総 会 資 料 (書 面 交 付 し て い な い 事 項)

会社の新株予約権に関する事項

会計監査人の状況

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社サンウェルズ

電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に書面で交付していない事項を本資料に記載しています。

会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断を致しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である新リース会計基準適用に係る助言・指導等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不解任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計		
当期首残高	35	8,633	8,633	8	△82	△74	△5	8,589
当期変動額								
当期純損失(△)					△1,656	△1,656		△1,656
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,656	△1,656	－	△1,656
当期末残高	35	8,633	8,633	8	△1,739	△1,730	△5	6,932

	新株予約権	純資産 合 計
当期首残高	27	8,616
当期変動額		
当期純損失(△)		△1,656
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11	11
当期変動額合計	11	△1,644
当期末残高	39	6,972

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3年～39年

機械及び装置

17年

構築物

10年～20年

工具器具備品

2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）

5年（社内における利用可能期間）

その他

15年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンスリースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 長期前払費用
定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法に基づく必要な許認可等を取得したうえで、利用者の身体の状態や環境に合わせて介護及び看護サービスを提供しております。当社は利用者とのサービス契約書および「訪問介護計画」や「訪問看護計画」に基づき、利用者に対して各種介護及び看護サービスの履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり利用者が便益を享受し充足される履行義務であることから、当該履行義務が充足される期間において、介護保険法令に定める金額及び医療保険の診療報酬に準じた金額に基づき収益を認識しています。

また、当社は利用者との間の介護施設利用契約に基づき、居室及び食事等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり利用者が便益を享受し充足される履行義務であることから、当該履行義務が充足される期間において、介護施設利用契約書に記載された金額に基づき収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である各月末時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

(5) **その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項**

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、個々の固定資産の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) **固定資産の減損**

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形・無形固定資産合計	35,110
うち、施設資産	35,059

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に施設を基本単位としてグルーピングしております。減損損失の認識の要否および減損損失額の算定にあたっては、将来の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを用いて見積りを行っております。

また、介護施設の新規開設後の実績が計画どおりであるかを経営会議においてモニタリングし、減損に関するリスクの低減に努めております。しかしながら、外部環境の著しい変化等により、施設収益が悪化し、施設における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合には、固定資産について減損損失を計上することとなり、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	52

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計基準適用指針第26号に基づき、将来の課税所得の見積り等により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当事業年度は、損益の変動を踏まえ、将来減算一時差異について年度ごとのスケジューリングを行い、将来発生が見込まれる繰延税金負債との相殺可能性を含めて検討しております。また、繰越欠損金の回収可能性についても、将来の課税所得の見積りに基づき評価性引当額を算定しております。

これらの見積りは、事業計画および直近の業績動向を前提としており、今後の経済環境の変動等により実績が見積りと異なる場合には、評価性引当額の増減を通じて翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 診療報酬返還に係る見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
診療報酬返還に伴う負債	3,207

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、訪問看護事業において過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したことを受け、外部専門家を含む特別調査委員会の調査結果に基づき、前事業年度から合理的に見積可能な範囲で返還見込額を診療報酬返還に伴う負債として計上しております。診療報酬返還に伴う負債は、過去の訪問看護の所要時間を確認するための資料が極めて限定されている中で、訪問看護記録の記載内容、関係者へのヒアリング結果、ならびに特別調査委員会が設定した標準所要時間等を手がかりとして試算したものであります。

返還対象となる診療報酬額の試算及び最終的な返戻金額は、所管行政当局の指導等を経て決定される性質のものであり、当事業年度末時点において確定しておらず、見積りの精緻化に足る追加情報が得られていないため、前事業年度末から計上金額に変更はありません。

これらの見積りは、今後の行政当局の見解や追加の調査結果により変動する可能性があり、実際の返還額が見積りと異なる場合には、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第21期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療 特化型 住宅	グループ ホーム	デイサービス	福祉用具 事業	加圧 トレーニング 事業	
北海道	2,355	－	－	－	－	－	2,355
関東	10,561	－	－	－	－	－	10,561
中部・北陸	4,420	1,805	168	458	87	32	6,972
関西	4,994	－	－	－	－	－	4,994
中国・四国	185	－	－	－	－	－	185
九州	2,653	－	－	－	－	－	2,653
顧客との契約から生じる収益	25,170	1,805	168	458	87	32	27,722
その他の収益	－	－	－	－	413	－	413
外部顧客への売上高	25,170	1,805	168	458	501	32	28,136

（注）「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 追加情報

診療報酬返還に伴う負債

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年9月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。

これに伴い、前事業年度において、当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。当事業年度においては、再発防止策が導入されていることから、追加で計上すべき返戻額は発生しておりません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	8,366百万円
構築物	297百万円
土地	706百万円
計	9,370百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	572百万円
1年以内返済予定長期借入金	947百万円
長期借入金	4,349百万円
1年以内償還予定社債	15百万円
社債	30百万円
計	5,914百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,449百万円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 財務制限条項

当社の借入契約の一部には、財務制限条項が付されています。

①当社が2020年3月25日に締結したシンジケートローン方式タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2020年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2019年3月期末の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。

(b)2020年3月期及びそれ以降の各決算期末日における単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金598百万円、1年以内返済長期借入金33百万円）

②当社が2022年10月3日に締結したバイラテラル方式タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2023年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期直前の決算期末日の75%以上に維持すること。

(b)2022年3月期及びそれ以降の各決算期末日における単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金189百万円、1年以内返済長期借入金75百万円）

③当社が2023年3月14日に締結したコミットメント期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2023年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

(b)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2023年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(c)2023年3月期決算期以降につき、単体の貸借対照表及び損益計算書においてネットレバレシオを20以下とすること。

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金249百万円、1年以内返済長期借入金71百万円）

④当社が2023年6月27日に締結した実行可能期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2024年3月期及びそれ以降の各決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を、2023年3月期の年度決算期の末日または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(b)2024年3月決算期以降の各年度決算期の末日における単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

(c)2024年3月期以降各年度決算期の末日における単体の損益計算書及び単体の貸借対照表において、以下の計算式の基準値を20以下とすること。

基準値＝有利子負債－（売掛金＋棚卸資産－買掛金＋現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

(a)～(c)の各項目において、同一項目について2期連続して抵触しないこと。

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金455百万円、1年以内返済長期借入金107百万円）

⑤当社が2023年9月15日に締結したコミットメント期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2024年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

(b)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2024年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(c)2024年3月期決算期以降につき、単体の貸借対照表及び損益計算書においてネットレバレシオを20以下とすること。

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金449百万円、1年以内返済長期借入金100百万円）

なお、上記の借入契約③及び⑤については、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関より期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて書面による承諾を得ております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「3. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 研究開発費に関する注記

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は46百万円になります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	35,220,000株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,787,492株
------	------------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	79,700株
------	---------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社は、営業に係る運転資金につきましては銀行借入により調達しており、新規施設の開設等に係る設備投資資金につきましては社債、銀行借入及びリース債務により調達しております。資金運用につきましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブの利用もなく、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主として国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。その他の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後34年であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金、債権流動化債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債（※）	45	42	△2
長期借入金（※）	5,580	5,580	-
リース債務（※）	22,914	19,156	△3,758
負債計	28,539	24,779	△3,760

（※）社債、長期借入金、リース債務には1年内返済予定分を含んでいます。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時

価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期借入金、社債及びリース債務の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	15	15	15	—	—	—
長期借入金	1,039	1,025	1,023	985	821	685
リース債務	378	424	440	462	484	20,723
合 計	1,432	1,464	1,479	1,447	1,305	21,409

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	433百万円
未払社会保険料	69百万円
退職給付引当金	110百万円
診療報酬返還に伴う負債	1,125百万円
リース債務	36百万円
資産除去債務	215百万円
減損損失	38百万円
税務上の繰越欠損金	392百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	2,443百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△392百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,706百万円
評価性引当額小計	△2,098百万円
繰延税金資産合計	344百万円
繰延税金負債	
未収還付事業税	13百万円
未収還付地方特別法人税	4百万円
リース資産	30百万円
資産除去債務に対応する除去費用	172百万円
会計方針の変更による影響額	69百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	292百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	52百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	苗代亮達	(被所有) 直接12.05% 間接41.65%	当社代表取締役社長	寄付金の受入 (注) 1	1,000	—	—
役員	苗代亮達	(被所有) 直接12.05% 間接41.65%	当社代表取締役社長	立替金の回収 (注) 2	58	—	—

- (注) 1. 当該寄付金は、当社の財務基盤の強化を目的として、支配株主である代表取締役から受領したものであり、取締役会の承認に基づき決定されたものです。また、当社と当社代表取締役社長の苗代亮達との間で締結される贈与契約に基づき、当社には返済義務その他一切の義務及び負担はなく、使途についても特段の指定はありません。
2. 外部弁護士による調査において私的利用と認定された経費16百万円及び調査に要した費用42百万円の合計58百万円について、代表取締役社長から返還を受けたものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 214円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △51円07銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年3月27日にバンクミーティングを開催し、取引金融機関と借入金元金の一定期間における返済猶予について協議を行ってまいりました。その結果、全ての取引金融機関より当該返済猶予に関する同意を得ており、2026年4月21日開催の取締役会において、借入金の返済条件を変更することを決議しております。

(1) 目的

手元資金の確保

(2) 条件変更の内容

2026年4月30日から同年9月30日までに返済期限が到来する借入金の約定返済分の元金（総額574百万円）について返済猶予とする。

(3) 損益に及ぼす影響

当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。